

三鷹市在宅療養者の後方支援病床利用事業

事業目的：三鷹市内に居住する在宅療養者に一時的な入院が必要となった場合に、入院先の確保が円滑に行われることにより、在宅療養者及びその家族が安心して日常の在宅療養生活を送ることができるとともに、三鷹市における訪問診療をはじめとする在宅医療の発展に資することを目的とする。

- ① 協力病院と三鷹市医師会と市が協定を結びます。

協力病院



医師会



- ② かかりつけ医療機関は市に登録していただきます。



訪問診療や往診を行い、この事業を利用する可能性のある患者さんがいらっしゃる医療機関は、登録をお願いします。

- ③ 在宅療養者に入院が必要となった時に利用できます。



以下の目的で、14 日以内の入院が必要とかかりつけの医師が判断した場合に利用できます。

- (1) 家族介護者支援（介護保険施設のショートステイが医療行為の必要性等何らかの理由により利用できない場合）
- (2) 準救急時の治療や経過観察（準救急とは即日入院の必要はないが2～3 日中には必要になる可能性のある状態）
- (3) 検査や画像診断等、身体状況の評価
- (4) 看取り（危篤状態等、概ね 14 日以内と見込まれるもの）

- ④ 後方支援病床利用登録医療機関がケアマネジャーと連携しながら、協力病院と連携し、入院を手配します。



病院への入院受け入れ相談時間は平日 9 : 00 から 16 : 00 までです。
入院には救急車は使いません。入院方法のご確認をお願いします。

- ⑤ 利用実績については「連携窓口みたか」で把握し、事業運営や個別ケースの相談に活かしていきます。

協力病院は次のとおりです。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

協力病院	所在地
野村病院	下連雀 8 - 3 - 6
三鷹中央病院	上連雀 5 - 23 - 10
三鷹病院	下連雀 5 - 1 - 12
井之頭病院	上連雀 4 - 14 - 1
長谷川病院	大沢 2 - 20 - 36

利用対象者は、訪問診療や往診を利用している、要介護 1～5 でケアマネジャーとの契約が済んでいる在宅療養者の方です

お問い合わせ先：三鷹市健康福祉部
高齢者支援課介護予防係
(0422-29-9273)